



○公 告

平成15年度長野県看護大学大学院看護学研究科博士前期課程（修士課程）学生を次のとおり募集する。

平成14年7月1日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集人員

募集人員は、次のとおりとする。

看護学研究科看護学専攻	16人
-------------	-----

2 試験による選考

(1) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者（平成15年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者

イ 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者

ウ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

エ 文部科学大臣の指定した者

オ 大学（短期大学を除く。）に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者

カ 個別の入学資格審査により、アに規定する者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

キ その他本学において、アに規定する者と同等以上の学力があると認められた者

(2) 出願手続

ア 提出書類

(ア) 入学願書（本学所定の用紙による。）

(イ) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名・生

年月日を記入) 1枚をはること。)

(ウ) 連絡用あて名シール(本学所定の用紙による。)

(エ) 学業成績証明書及び卒業(見込み)証明書((1)のイからキによって出願する者は、その資格に関する証明書)

(オ) 志望の理由(本学所定の用紙による。)

イ 入学審査料

入学審査料(30,000円)は、郵便為替(普通為替)により納付すること。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書(平成14年7月以降の振り出しに限る。)は何も記入しないで、(2)のアの書類とともに提出すること。

ウ 出願方法

郵送(書留速達郵便)し、又は持参すること。

エ 入学願書受付期間

平成14年8月26日(月)から8月30日(金)までとする。

なお、郵送による場合にあっては受付期間の最終日必着とする。

オ 入学願書提出先

長野県駒ヶ根市赤穂1694番地(郵便番号399-4117)

長野県看護大学事務局 教務課

カ 受験票の交付

(ア) 入学願書を受理したときは、受験票を交付する。

(イ) 受験票((2)のアのイ)の写真カードにはった写真と同じものをはること。)は、試験当日必ず持参すること。

(3) 入学者の選考方法

ア 入学者の選考は、学力試験、面接及び学業成績証明書の成績の結果を総合して行う。

イ 学力試験

(ア) 看護に関する専門科目、英語及び小論文とする。

(イ) 看護に関する専門科目は、志望する領域の中の1科目を受験する。

領 域	専 門 科 目
看護基礎学領域	基礎看護学、看護病態機能学
達成看護学領域	成人看護学、老年看護学、精神看護学
育成看護学領域	母性看護学、小児看護学
広域看護学領域	地域看護学、看護教育学、看護管理学

(4) 入学者選考試験の実施期日及び場所

試験期日	時間	教科等	場所
9月7日(土)	9:30~11:00	小論文	長野県看護大学
	11:15~12:15	英語	
	13:15~14:15	専門科目	
	14:30~	面接	

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成14年9月11日(水) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知する。

なお、電話による照会には一切応じない。

3 その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局教務課(電話 0265-81-5100)に行うこと。

医 務 課

○公 告

平成15年度長野県看護大学編入学生を次のとおり募集する。

平成14年7月1日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集人員

募集人員は、次のとおりとする。

看護学部看護学科	3年次編入学	10人
----------	--------	-----

2 試験による選考

(1) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者（平成15年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）

ア 短期大学（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の学校に限る。）を卒業した者

イ 専修学校（保健師助産師看護師法第21条第2号の看護師養成所に限る。）の専門課程を修了した者

(2) 出願手続

ア 提出書類

(ア) 入学願書（本学所定の用紙による。）

(イ) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名及び生年月日を記入）1枚をはること。）

(ウ) 連絡用あて名シール（本学所定の用紙による。）

(エ) 学業成績証明書及び卒業（見込み）証明書

(オ) 健康診断書（本学所定の用紙を使用し、出願前3月以内に受診したもの。）

イ 入学審査料

入学審査料（30,000円）は、郵便為替（普通為替）により納付すること。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書（平成14年8月以降の振出しに限る。）は何も記入しないで、アの書類とともに提出すること。

ウ 出願方法

郵送（書留速達郵便）し、又は持参すること。

エ 入学願書受付期間

平成14年8月26日（月）から8月30日（金）までとする。

なお、郵送による場合にあっても、受付期間の最終日必着とする。

オ 入学願書提出先

長野県駒ヶ根市赤穂1694番地（郵便番号399-4117）

長野県看護大学事務局 教務課

カ 受験票の交付

(ア) 入学願書を受理したときは、受験票を交付する。

(イ) 受験票（アのイの写真カードにはった写真と同じものをはること。）は、試験当日必ず持参すること。

(3) 入学者の選考方法

入学者の選考は、学力試験、面接及び学業成績証明書の成績並びに健康診断書の結果を総合して行う。

学力試験は、看護に関する専門科目及び英語とする。

(4) 入学者選考試験の実施期日、試験内容及び場所

試験期日	時間	教科等	出題科目	場所
9月14日(土)	10:00~12:00	専門科目	基礎看護学、成人看護学、 老年看護学、小児看護学、 母性看護学、精神看護学、 在宅看護論	長野県看護大学
	13:00~14:00	英語	(高校卒業程度の能力を問う問題)	
	14:30~16:30 (予定)	面接		

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成14年9月25日(水) 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知する。

なお、電話による照会には一切応じない。

3 その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局教務課(電話 0265-81-5100)に行うこと。

医 務 課

○公 告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の3第1項の規定により長野県廃棄物処理計画を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり公表する。

平成14年7月1日

長野県知事 田 中 康 夫

1 名 称

長野県廃棄物処理計画

2 計画の趣旨

廃棄物の減量化目標及びリサイクル目標、目標達成のための主体別取組みの指針等を示し、できる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物になったものは再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、最後に残る廃棄物については適正に処理するという、「循環型社会」の形成に向けた長野県づくりの方策を明らかにする。

3 その他

長野県生活環境部廃棄物対策課及び各保健所環境衛生課に備え置く。

4 問い合わせ先

長野県生活環境部廃棄物対策課産業廃棄物係（電話）026-235-7187

廃棄物対策課

○公 告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりあった。

平成14年7月1日

長野県知事 田 中 康 夫

発生した 家畜伝染病 の 種 類	家畜 の 種 類	発 生 年 月 日	患 畜 疑似患畜 の 区 分	発 生 頭 数	発 生 の 場 所 又 は 区 域
ヨ ー ネ 病	牛	平成14年6月17日	疑似患畜	2	伊那市

畜 産 課

○公 告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成14年7月1日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 組合の名称
飯田市橋南第一地区市街地再開発組合
- 2 事業施行期間
平成11年2月19日から平成14年8月31日まで
- 3 事業計画の変更の認可の年月日
平成14年6月24日

建築管理課

○公 告

平成14年6月21日、南安曇郡三郷村による中萱地区の土地改良事業の施行について同意した。

平成14年7月1日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

土地改良課

○公 告

平成14年6月21日、松本市寿土地改良区の新規土地改良事業（寿小赤地区）の施行を認可した。

平成14年7月1日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

土地改良課

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県佐久地方事務所に備え置く。

平成14年7月1日

長野県佐久地方事務所長 篠 原 寿 人

- | | |
|----------------|---|
| 1(1) 申請人の住所氏名 | 佐久市大字新子田1973-2
有限会社新栄開発
代表取締役 工 藤 弘 次 |
| (2) 指 定 年 月 日 | 平成14年3月6日 |
| (3) 指 定 番 号 | 佐久第229号 |
| (4) 指 定 した 場 所 | 佐久市大字取出町字仲道196-28 他1筆 |
| (5) 道 路 の 幅 員 | 4.00メートル |
| (6) 道 路 の 延 長 | 25.90メートル |
| 2(1) 申請人の住所氏名 | 東京都新宿区歌舞伎町1-11-10
岡 田 誠 |
| (2) 指 定 年 月 日 | 平成14年5月27日 |
| (3) 指 定 番 号 | 佐久第230号 |
| (4) 指 定 した 場 所 | 北佐久郡軽井沢町大字発地字鳥ノ巣1292-11 他2筆 |

- (5) 道路の幅員 4.03メートル
(6) 道路の延長 31.74メートル

建築管理課

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県上小地方事務所に備え置く。

平成14年7月1日

長野県上小地方事務所長 熊 井 攻

- 1(1) 申請人の住所氏名 小県郡東部町大字滋野乙2875-1
株式会社創建
代表取締役 唐 沢 創 平
- (2) 指 定 年 月 日 平成13年11月14日
- (3) 指 定 番 号 上小第670号
- (4) 指 定 した 場 所 小県郡東部町大字滋野字牧家乙2179-9 他7筆
- (5) 道 路 の 幅 員 4.05メートル
- (6) 道 路 の 延 長 104.28メートル
- 2(1) 申請人の住所氏名 上田市中央6-5-50
上田第三木材合資会社
代表社員 島 田 郁 子
- (2) 指 定 年 月 日 平成13年12月17日
- (3) 指 定 番 号 上小第671号
- (4) 指 定 した 場 所 小県郡東部町大字新張字矢原523-10 他1筆
- (5) 道 路 の 幅 員 6.10メートル
- (6) 道 路 の 延 長 79.25メートル
- 3(1) 申請人の住所氏名 小県郡東部町大字常田694
保 科 庸 雄
- (2) 指 定 年 月 日 平成13年12月20日

- (3) 指定番号 上小第672号
(4) 指定した場所 小県郡東部町大字常田字伊勢原394-6
(5) 道路の幅員 4.00メートル
(6) 道路の延長 30.00メートル
- 4(1) 申請人の住所氏名 小県郡東部町大字祢津1724
信明商事有限会社
代表取締役 坂口 明
- (2) 指定年月日 平成14年2月6日
(3) 指定番号 上小第673号
(4) 指定した場所 小県郡東部町大字和字成沢3408-5 他3筆
(5) 道路の幅員 4.28メートル
(6) 道路の延長 37.90メートル
- 5(1) 申請人の住所氏名 長野市緑町1605-14
株式会社高見澤
代表取締役 高見澤 吉晴
- (2) 指定年月日 平成14年2月27日
(3) 指定番号 上小第674号
(4) 指定した場所 小県郡東部町大字加沢字宮ノ反955-2 他14筆
(5) 道路の幅員 { 4.08メートル { 4.80メートル
(6) 道路の延長 { 18.30メートル { 56.60メートル

建築管理課

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県諏訪地方事務所に備え置く。

平成14年7月1日

長野県諏訪地方事務所長 古坂和俊

- 1(1) 申請人の住所氏名 諏訪郡下諏訪町社7472-2
岩村建設株式会社
代表取締役 岩村清司
- (2) 指定年月日 平成13年12月7日
- (3) 指定番号 諏訪第887号
- (4) 指定した場所 諏訪郡下諏訪町字汐之内4893-13
- (5) 道路の幅員 6.11メートル
- (6) 道路の延長 34.90メートル
- 2(1) 申請人の住所氏名 茅野市金沢2960-1
御狩野開発有限会社
代表取締役 山下芳暉
- (2) 指定年月日 平成13年12月17日
- (3) 指定番号 諏訪第888号
- (4) 指定した場所 茅野市金沢字壺本柏木2777-1 他2筆
- (5) 道路の幅員 6.00メートル
- (6) 道路の延長 67.51メートル
- 3(1) 申請人の住所氏名 諏訪市大字豊田299-1
共立住販株式会社
代表取締役 山田征巳
- (2) 指定年月日 平成13年12月27日
- (3) 指定番号 諏訪第889号
- (4) 指定した場所 茅野市玉川字長畑2242-4
- (5) 道路の幅員 4.35メートル
- (6) 道路の延長 30.50メートル
- 4(1) 申請人の住所氏名 茅野市ちの755-2
株式会社マルユー
代表取締役 渡邊 勇
- (2) 指定年月日 平成14年1月10日
- (3) 指定番号 諏訪第890号
- (4) 指定した場所 茅野市玉川字ちの2642-8 他6筆
- (5) 道路の幅員 4.68メートル
- (6) 道路の延長 101.00メートル
- 5(1) 申請人の住所氏名 諏訪郡下諏訪町357
中村文彌
- (2) 指定年月日 平成14年1月16日
- (3) 指定番号 諏訪第891号

- (4) 指定した場所 諏訪郡下諏訪町字松之木田254-40
(5) 道路の幅員 4.00メートル
(6) 道路の延長 20.28メートル
- 6(1) 申請人の住所氏名 茅野市湖東8576-1
株式会社篠原不動産
代表取締役 篠原 邦次
- (2) 指定年月日 平成14年2月25日
(3) 指定番号 諏訪第892号
(4) 指定した場所 茅野市湖東八田在家5575-1
(5) 道路の幅員 4.50メートル
(6) 道路の延長 32.50メートル
- 7(1) 申請人の住所氏名 諏訪郡富士見町境8872
小林 満夫
- (2) 指定年月日 平成14年2月25日
(3) 指定番号 諏訪第893号
(4) 指定した場所 諏訪郡富士見町境字東平8899-8 他7筆
(5) 道路の幅員 4.35~6.00メートル
(6) 道路の延長 85.22メートル
- 8(1) 申請人の住所氏名 茅野市本町西5-30
株式会社サンケイ
代表取締役 堀内 長年
- (2) 指定年月日 平成14年4月16日
(3) 指定番号 諏訪第894号
(4) 指定した場所 茅野市玉川字ワクナ原2173-1 他1筆
(5) 道路の幅員 4.00メートル
(6) 道路の延長 35.00メートル

建築管理課

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県上伊那地方事務所に備え置く。

平成14年7月1日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

- | | |
|---------------|--|
| 1(1) 申請人の住所氏名 | 上伊那郡宮田村2361-6
後藤孝浩 |
| (2) 指定年月日 | 平成14年1月7日 |
| (3) 指定番号 | 上伊那第403号 |
| (4) 指定した場所 | 上伊那郡宮田村4197-3 |
| (5) 道路の幅員 | 6.00メートル |
| (6) 道路の延長 | 72.81メートル |
| 2(1) 申請人の住所氏名 | 駒ヶ根市赤穂2694
小町谷 誠 |
| (2) 指定年月日 | 平成14年1月23日 |
| (3) 指定番号 | 上伊那第407号 |
| (4) 指定した場所 | 駒ヶ根市赤穂2759-1 |
| (5) 道路の幅員 | 6.03メートル |
| (6) 道路の延長 | 36.40メートル |
| 3(1) 申請人の住所氏名 | 伊那市大字伊那3708-1
御子柴土建株式会社
代表取締役 御子柴 一也 |
| (2) 指定年月日 | 平成14年1月25日 |
| (3) 指定番号 | 上伊那第406号 |
| (4) 指定した場所 | 伊那市大字伊那部字南原7213-1 |
| (5) 道路の幅員 | 4.20メートル |
| (6) 道路の延長 | 33.50メートル |
| 4(1) 申請人の住所氏名 | 下伊那郡南信濃村和田2378
御子柴 秀
御子柴 町子 |
| (2) 指定年月日 | 平成14年4月11日 |

- (3) 指定番号 上伊那第399号
(4) 指定した場所 駒ヶ根市赤穂3954-4
(5) 道路の幅員 4.00メートル
(6) 道路の延長 26.90メートル
- 5(1) 申請人の住所氏名 岡谷市神明町4丁目18-15
山本利雄
(2) 指定年月日 平成14年4月15日
(3) 指定番号 上伊那第408号
(4) 指定した場所 伊那市西春近8233-1
(5) 道路の幅員 4.00メートル
(6) 道路の延長 35.00メートル
- 6(1) 申請人の住所氏名 駒ヶ根市梨の木4-70
青木敏光
(2) 指定年月日 平成14年5月10日
(3) 指定番号 上伊那第414号
(4) 指定した場所 駒ヶ根市赤穂15623-1 他10筆
(5) 道路の幅員 4.78メートル
(6) 道路の延長 70.00メートル

建築管理課

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県下伊那地方事務所に備え置く。

平成14年7月1日

長野県下伊那地方事務所長 村山武夫

- 1 申請人の住所氏名 飯田市松尾寺所7223
綿半インテック株式会社
代表取締役社長 三石邦英

- | | | |
|---|--------|----------------------|
| 2 | 指定年月日 | 平成13年11月7日 |
| 3 | 指定番号 | 下伊那第288号 |
| 4 | 指定した場所 | 下伊那郡松川町元大島3728-1 他3筆 |
| 5 | 道路の幅員 | 4.04~4.17メートル |
| 6 | 道路の延長 | 95.87メートル |

建築管理課

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県松本地方事務所に備え置く。

平成14年7月1日

長野県松本地方事務所長 本 道 亜紀子

- | | | |
|------|----------|---|
| 1(1) | 申請人の住所氏名 | 南安曇郡豊科町大字豊科4684
水 谷 喜志子 |
| (2) | 指定年月日 | 平成13年10月2日 |
| (3) | 指定番号 | 松本第180号 |
| (4) | 指定した場所 | 南安曇郡豊科町大字豊科4040-1 |
| (5) | 道路の幅員 | 4.90メートル |
| (6) | 道路の延長 | 31.33メートル |
| 2(1) | 申請人の住所氏名 | 東筑摩郡波田町6337-6
有限会社ネイチャープランニング
代表取締役 安 藤 隆 夫 |
| (2) | 指定年月日 | 平成13年10月17日 |
| (3) | 指定番号 | 松本第181号 |
| (4) | 指定した場所 | 東筑摩郡波田町8470-7 他4筆 |
| (5) | 道路の幅員 | 4.00メートル |
| (6) | 道路の延長 | 33.27メートル |
| 3(1) | 申請人の住所氏名 | 東筑摩郡波田町473
中 村 英 一 |

- (2) 指定年月日 平成13年10月26日
(3) 指定番号 松本第182号
(4) 指定した場所 東筑摩郡波田町字南原1618-10 他1筆
(5) 道路の幅員 6.00メートル
(6) 道路の延長 35.25メートル
- 4(1) 申請人の住所氏名 松本市双葉22-1
信州ミサワホーム株式会社
代表取締役 植田英夫
- (2) 指定年月日 平成13年12月7日
(3) 指定番号 松本第183号
(4) 指定した場所 東筑摩郡波田町字北下原8297-9
(5) 道路の幅員 5.00メートル
(6) 道路の延長 34.82メートル
- 5(1) 申請人の住所氏名 南安曇郡穂高町大字柏原872
等々力磯夫
- (2) 指定年月日 平成14年3月20日
(3) 指定番号 松本第184号
(4) 指定した場所 南安曇郡穂高町大字柏原1521-58 他3筆
(5) 道路の幅員 6.23メートル
(6) 道路の延長 42.83メートル
- 6(1) 申請人の住所氏名 南安曇郡穂高町大字穂高5697-3
タナカグループ株式会社
代表取締役 田中孝
- (2) 指定年月日 平成14年3月29日
(3) 指定番号 松本第185号
(4) 指定した場所 南安曇郡三郷村大字温2367-4
(5) 道路の幅員 4.90メートル
(6) 道路の延長 48.06メートル

建築管理課

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県北安曇地方事務所に備え置く。

平成14年7月1日

長野県北安曇地方事務所長 高 島 俊 郎

- | | |
|----------------|--|
| 1(1) 申請人の住所氏名 | 愛知県名古屋市天白区原1-606 R's One 1201号
高橋 龍 祐 |
| (2) 指 定 年 月 日 | 平成14年1月25日 |
| (3) 指 定 番 号 | 北安曇第329号 |
| (4) 指 定 した 場 所 | 北安曇郡白馬村大字北城字高島2860-4 他4筆 |
| (5) 道 路 の 幅 員 | 6.00メートル |
| (6) 道 路 の 延 長 | 57.45メートル |
| 2(1) 申請人の住所氏名 | 北安曇郡松川村7029-40
武 田 充 司 |
| (2) 指 定 年 月 日 | 平成14年3月6日 |
| (3) 指 定 番 号 | 北安曇第330号 |
| (4) 指 定 した 場 所 | 北安曇郡松川村字赤芝7029-152 他2筆 |
| (5) 道 路 の 幅 員 | 6.00メートル |
| (6) 道 路 の 延 長 | 28.45メートル |

建築管理課

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県長野地方事務所に備え置く。

平成14年7月1日

長野県長野地方事務所長 会 津 佳 伸

- 1(1) 申請人の住所氏名 更埴市大字屋代895-11
有限会社キザキ商事
代表取締役 柿 崎 礼 子
- (2) 指 定 年 月 日 平成13年10月10日
- (3) 指 定 番 号 長野第773号
- (4) 指 定 した 場 所 更級郡上山田町大字上山田字東組194-17 他2筆
- (5) 道 路 の 幅 員 5.80メートル
- (6) 道 路 の 延 長 23.82メートル
- 2(1) 申請人の住所氏名 更埴市大字八幡2160-1
八幡木材株式会社
代表取締役 上 原 寅 男
- (2) 指 定 年 月 日 平成13年10月10日
- (3) 指 定 番 号 長野第766号
- (4) 指 定 した 場 所 更埴市大字八幡字栴鼻3113-5 他6筆
- (5) 道 路 の 幅 員 4.07メートル
- (6) 道 路 の 延 長 30.43メートル
- 3(1) 申請人の住所氏名 更埴市大字森2536-8
株式会社林不動産
代表取締役 林 幸 安
- (2) 指 定 年 月 日 平成13年10月11日
- (3) 指 定 番 号 長野第768号
- (4) 指 定 した 場 所 更埴市大字屋代字清水242-3
- (5) 道 路 の 幅 員 6.00メートル
- (6) 道 路 の 延 長 50.20メートル
- 4(1) 申請人の住所氏名 長野市篠ノ井塩崎1793-1
守信不動産有限公司
代表取締役 藤 野 寛 明

- (2) 指定年月日 平成13年10月24日
(3) 指定番号 長野第775号
(4) 指定した場所 更埴市大字八幡字柳田2181-22 他1筆
(5) 道路の幅員 4.00メートル
(6) 道路の延長 29.29メートル
- 5(1) 申請人の住所氏名 埴科郡戸倉町大字上徳間280-3
中澤 のり子
(2) 指定年月日 平成13年11月26日
(3) 指定番号 長野第774号
(4) 指定した場所 埴科郡戸倉町大字若宮字杭土1001-4 他2筆
(5) 道路の幅員 4.05メートル
(6) 道路の延長 21.45メートル
- 5(1) 申請人の住所氏名 埴科郡戸倉町大字戸倉1867-8
有限会社更埴不動産
代表取締役 若林 従一
(2) 指定年月日 平成13年12月21日
(3) 指定番号 長野第776号
(4) 指定した場所 埴科郡戸倉町大字内川字内川263-9
(5) 道路の幅員 4.45メートル
(6) 道路の延長 31.20メートル
- 6(1) 申請人の住所氏名 下高井郡木島平村大字往郷20-14
有限会社瑞穂不動産
代表取締役 宮崎 茂
埴科郡戸倉町大字若宮3131
有限会社島村組
代表取締役 島村 紀喜
(2) 指定年月日 平成14年3月4日
(3) 指定番号 長野第777号
(4) 指定した場所 更級郡上山田町大字新山字清水406-3 他1筆
(5) 道路の幅員 4.90メートル
(6) 道路の延長 28.85メートル

建築管理課

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、指定した箇所に関する図面は、長野県北信地方事務所に備え置く。

平成14年7月1日

長野県北信地方事務所長 小林 一 美

- | | |
|----------------|--|
| 1(1) 申請人の住所氏名 | 長野市権堂町2201
長野電鉄株式会社
取締役社長 笠原 甲 一 |
| (2) 指 定 年 月 日 | 平成13年11月1日 |
| (3) 指 定 番 号 | 北信第106号 |
| (4) 指 定 した 場 所 | 下高井郡山ノ内町大字平穩字黒川1075-7 他3筆 |
| (5) 道 路 の 幅 員 | 4.00メートル |
| (6) 道 路 の 延 長 | 67.30メートル |
| 2(1) 申請人の住所氏名 | 長野市権堂町2201
長野電鉄株式会社
取締役社長 笠原 甲 一 |
| (2) 指 定 年 月 日 | 平成13年11月1日 |
| (3) 指 定 番 号 | 北信第107号 |
| (4) 指 定 した 場 所 | 下高井郡山ノ内町大字平穩字黒川1075-9 |
| (5) 道 路 の 幅 員 | 4.00メートル |
| (6) 道 路 の 延 長 | 49.38メートル |
| 3(1) 申請人の住所氏名 | 下高井郡山ノ内町大字平穩565-2
山 本 孝 |
| (2) 指 定 年 月 日 | 平成13年11月21日 |
| (3) 指 定 番 号 | 北信第108号 |
| (4) 指 定 した 場 所 | 下高井郡山ノ内町大字平穩字ニ王堂下4577-2 |
| (5) 道 路 の 幅 員 | 4.12メートル |
| (6) 道 路 の 延 長 | 34.90メートル |
| 4(1) 申請人の住所氏名 | 中野市大字岩船273
町 田 桂一郎 |
| (2) 指 定 年 月 日 | 平成14年6月4日 |

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路を、次のとおり廃止した。

平成14年7月1日

長野県北信地方事務所長 小林 一 美

- | | |
|---------------|----------------------------|
| 1 廃止年月日 | 平成13年11月1日 |
| 2 廃止した道路の指定番号 | 下高井第63号 |
| 3 廃止した道路の位置 | 下高井郡山ノ内町大字平穩字黒川1076-19 他6筆 |
| 4 廃止した道路の幅員 | 4.00メートル |
| 5 廃止した道路の延長 | 79.00メートル |

建築管理課

○公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成14年7月1日

長野県公安委員会

- 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲
別表のとおりとする。
- 講習科目及び時間数

講 習 科 目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時 間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時 間

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）

2通に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの)2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により(申込書にはって、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	8月7日(水)	午後1時から 午後4時まで	飯山会場	北 信
	8月14日(水)		飯田会場	南 信
	8月21日(水)		塩尻会場	中 信

生活保安課

○公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成14年7月1日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲別表のとおりとする。

2 講習科目、時間数及び審査方法

講習科目	時間数	審査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後正誤式による審査を行う。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）	8月28日（水）	午前10時から 午後4時まで	松本会場	県下一円

生活保安課